Ⅲ．計画の基本方針

本章では、本町の緑の現状・課題を踏まえて、今後の緑づくりの方針を示す理念や目指していく将来像などを定めます。

１．基本理念

２．緑の将来像

３．基本方針

４．計画の目標水準の設定

1. 基本理念

町の木・花：梅
町の鳥：うぐいす

本町のまちづくりの基本理念は、『第６次熊野町総合計画』（令和３（2021）年策定）において、「ひと まち 育む 筆の都 熊野 ～なんかいい ちょうどいい そう想えるまちを目指して～」を位置づけています。世界のブランドである熊野筆を活かし、独自の個性を育むとともに、周辺市町との近接性を活かしながら、コンパクト＋ネットワークによる利便性の高いまちづくりの取組みを進めていきます。そして、住民との協働による信頼と連携を基本に、「まち」が多彩で魅力ある定住、交流の場となるとともに、町民同士がつながり、周りの「まち」とつながり、世界の「ひと」とつながることで、「ひと」と「まち」のちょうどいい関係を育む「熊野」を目指しています。緑の基本計画においても、この考え方を踏襲し、「緑づくり」の観点から基本理念を設定します。

本町は、市街地の周囲を田園集落や山林が取り囲むように地勢を形成しています。

町域の中で森林、農地などの植生で覆われている割合（緑被率）は８割を超え、全国的にも高い水準にあります。

しかし、市街地（市街化区域）では、緑被率は３割程度となっており、また、町民一人あたりの都市公園の整備面積は 2.6 ㎡となっており、身近な生活空間における緑は十分とは言い難い現状にあります。

『熊野町緑の基本計画』は、町民生活の質の向上を目指して、今ある身近な緑を守るとともに新たな緑を創出していくために、都市公園の整備をはじめ、身近な自然緑地の保全や活用について、その方針と目標を定めるものです。

本計画を推進し、目標を達成するためには、行政が積極的に緑地の整備・保全を推進するとともに、町民自らが参加・協力して緑のまちづくりを進めることが重要です。

将来に向けた緑地確保の目標と緑地の保全及び緑化推進のための施策を策定するにあたり、本計画の基本理念を以下のように定めます。

基本理念

くまの みどり 2031 プラン

みどりを育て 活かし ふれあうまち くまの

2. 緑の将来像

本町の緑の将来像は、次のように設定し、緑豊かな自然環境の保全・育成を図ります。

■骨格となる緑

：山林、優良農地などの都市の骨格を形成する緑を位置づけます。

	緑づくりの方向性
山の緑の骨格 まちを形づくる緑のゾーン	市街地を取り囲む樹林地の連続性の確保、良好な樹林地の保全、地域協働による緑の保全・活用策としての里山制度の検討、ランドマークとなる自然緑地の保全等の促進、貴重種をはじめ様々な植物や小動物の生息地の良好な環境の保全
田園ゾーン	農家の良好な屋敷林や生け垣の保護・形成、集落地周辺農地の緑地としての活用、地区のふれあいの核となる広場の整備、地域のシンボルとなる樹木の保存、ランドマークとなる自然緑地の保全等の推進

集落地周辺農地と周囲を取り囲む山林

■ネットワークを形成する緑

：道路植栽、河川、筆の軸等、緑のネットワーク形成に寄与する緑地を位置づけます。

	緑づくりの方向性
筆の軸	全国ブランドである「熊野筆」の地域文化を活かした取り組みにより、緑の連続性を確保し、中心市街地ゾーンの回遊性の向上を推進
川に親しむゾーン	ビオトープとしての水辺環境の整備や親水機能の確保、プロムナードや健康に留意した歩行者空間の整備、河岸緑地の保護・形成、水際の木陰づくり、ラブリバー制度の継続などの推進

中心市街地

熊野川

■拠点となる緑

：地域の緑の拠点となるゾーンの緑地を位置づけます。

ゾーン	緑づくりの方向性
中心市街地ゾーン	旧県道の町並み景観等を活かした景観軸の育成、細街路を活かした町並みづくり、人々の休憩・交流の場となる広場の確保、中心市街地にふさわしい景観の形成、公共施設の緑化による景観ポイントの形成、建物接道部や屋上、壁面への植栽等による連続的な緑を育成するなど、まちの魅力向上を考慮して推進 特に、筆の里工房から中心市街地を通り、重地地区の自然緑地へ至る「筆の軸」を中心として、文化的資産と一体的な緑の保全・創出、町並み景観や身近な緑の保護・形成を推進
周辺市街地ゾーン	幹線道路等を活かした景観軸の育成、社寺等の歴史的資産と一体的となる緑の保護、地区のふれあいの核となる公園の整備や学校・公民館等の敷地の緑化、農家等の良好な屋敷林や生け垣の保全、農地の緑地としての活用、建物まわりへの連続的な緑化等により魅力ある町並みを創造
産業拠点ゾーン	周辺市街地や幹線道路からの眺望に配慮した景観の形成や緑地の整備、工業地での緑地協定等による良好な地区環境の維持、緑の少ない施設については接道部、敷地周辺の緑化を推進

呉地ダム周辺

■緑の将来像図

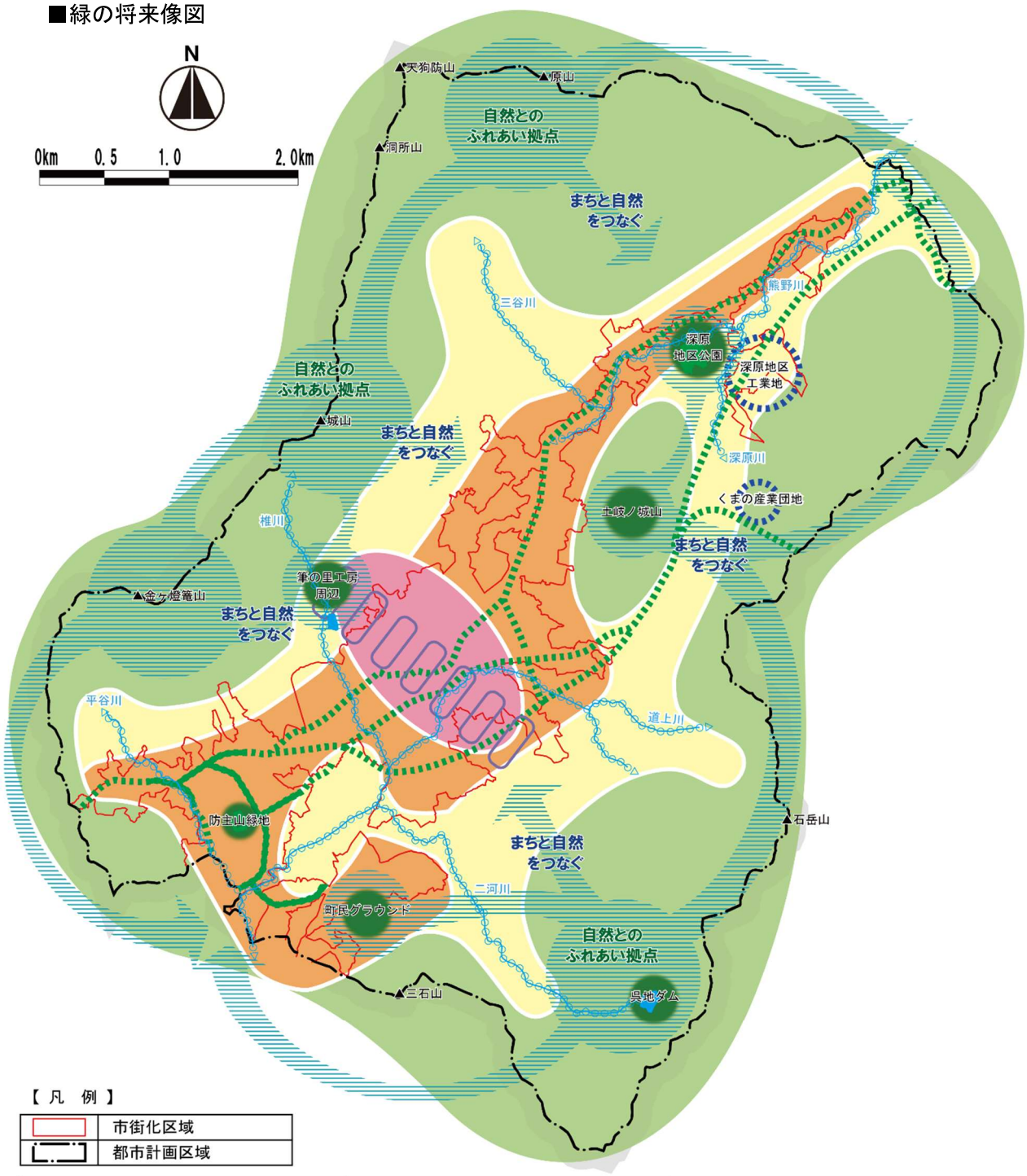

【 凡　例 】

	市街化区域
	都市計画区域

骨格となる緑		ネットワークを形成する緑		拠点となる緑	
	【山の緑の骨格】 熊野町を構成（自然環境を構成し、ランドマークやスカイラインとしての認識等）する緑地の保全	既存 新規	【市街地の軸となる幹線道路等】 市街地の緑の軸を育成するための、都市計画道路や県道等の幹線道路への緑化		【緑の拠点】 地域の緑の拠点となる地区公園等の整備・活用・維持
	【まちを形づくる緑のゾーン】 生活に身近な里山の保全・活用（自然とのふれあい拠点等）		【筆の軸（歴史軸）】 地域文化である「熊野筆」を認識する「筆の軸」の設定・整備による緑の連続性の確保		【周辺市街地ゾーン】 身近な公園・緑地の整備、公共公益施設や民有地の緑化などによって生み出される身近な緑の創造・育成
	【田園ゾーン】 農地やため池の保全・活用による集落地景観の保全・育成		【川に親しむゾーン（水辺の軸）】 自然と市街地とをつなぐ緑の軸線として、まちの緑とも一体となっていかされる河川空間の保全・活用		【中心市街地ゾーン】 中心市街地活性化を契機とした個性的な緑の創出
					【産業拠点ゾーン】 工業地での緑地協定等による良好な地区環境の維持

■緑地の配置方針図

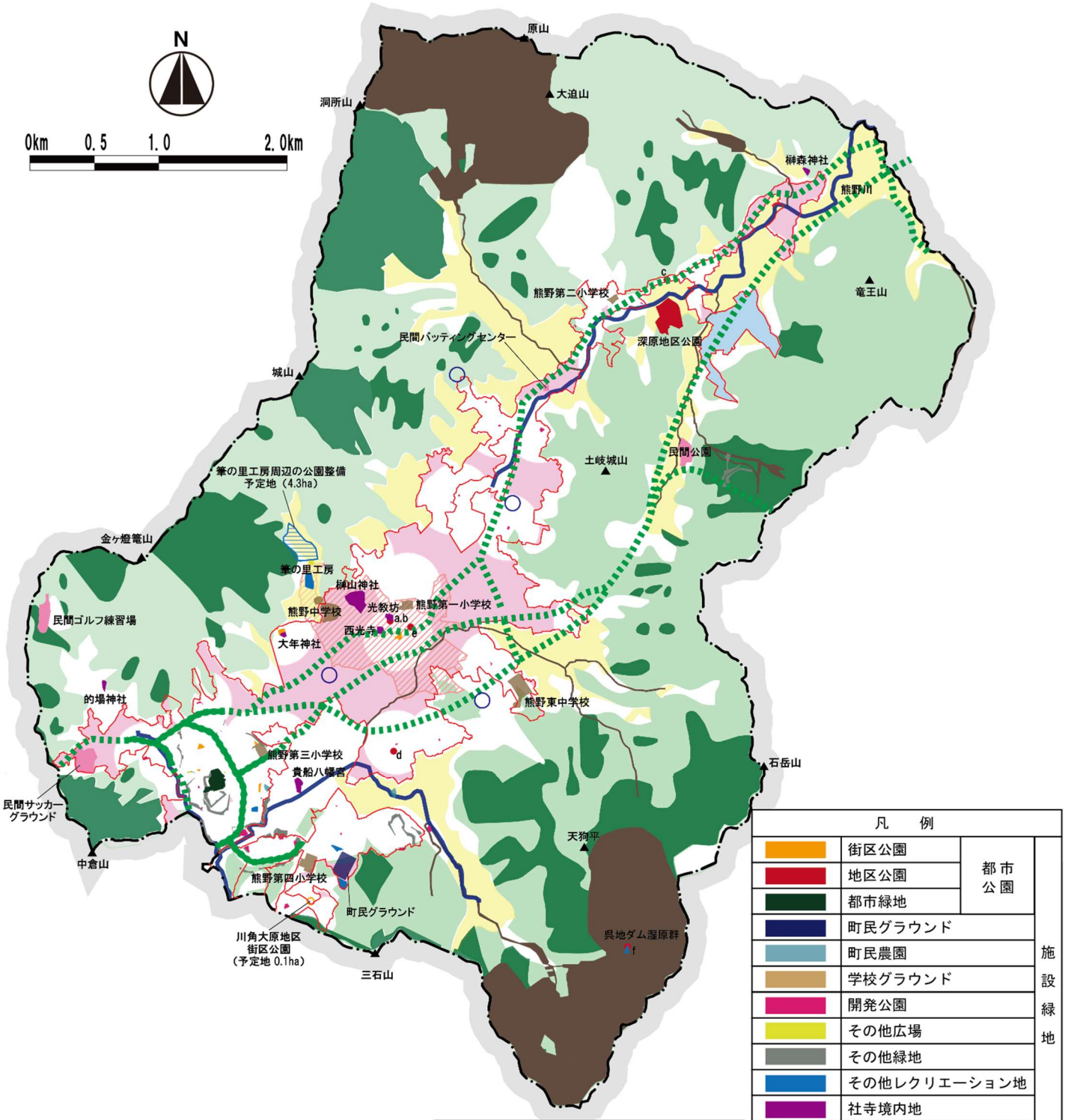

凡　例			
	街区公園	都市公園	施設緑地
	地区公園		
	都市緑地		
	町民グラウンド		
	町民農園		
	学校グラウンド		
	開発公園		
	その他広場		
	その他緑地		
	その他レクリエーション地		
	社寺境内地		
	民間グラウンド等		
	河川区域		地域制緑地
	砂防指定区域		
	農用地区域		
	地域森林計画対象民有林		
	保安林区域		
	文化財で緑地と扱えるもの		
	市街化区域		
	都市計画区域		

凡　例　（構　想）	
	街区公園
	近隣公園
	その他レクリエーション地
/	街路樹（既存）/（構想）
	中心市街地における適正な公園整備
	街区公園の均等配置を図る地区（250m 圏域）

文化財で緑地と扱えるもの（町指定天然記念物）	
a	光教坊の乳下りイチョウ
b	光教坊のモッコク
c	益永邸のヒイラギ
d	岸田八幡宮のタブ
e	佐々木邸のエノキ
f	呉地ダム湿原群

3. 基本方針

基本理念「みどりを育て 活かし ふれあうまち くまの」を実現するため、緑のまちづくりの方向性として４つの基本方針を定めます。

これらの基本方針は、本町の緑のまちづくりの基本となるものであり、これに基づいて、緑が持つ多様な機能を活用した様々な取組を展開していきます。

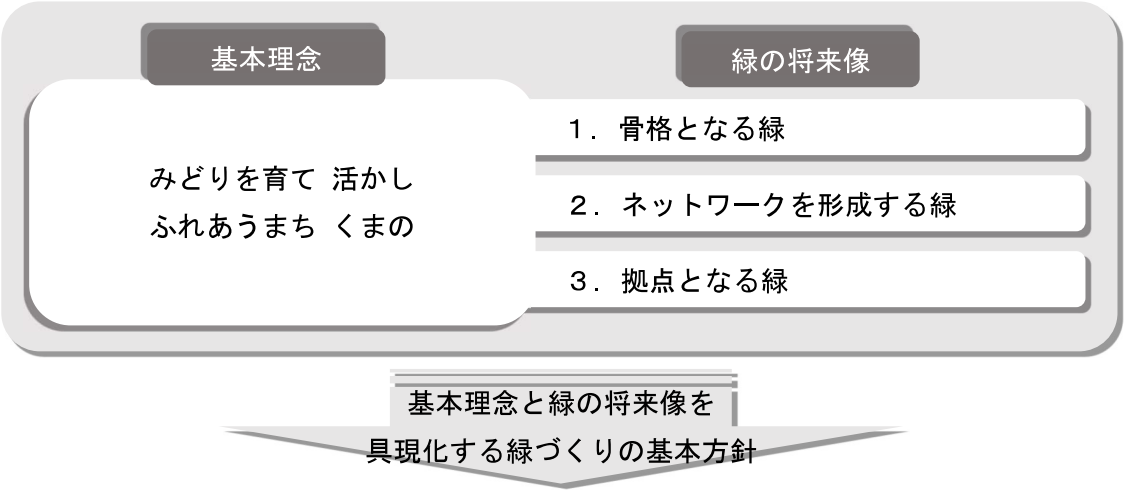

基本方針１　緑を守る

市街地を取り囲む山林・農地や身近な公園・緑地等の様々な緑を、適正な維持管理と各種制度・手法を活用して守ります。

基本方針２　緑をつくる

町民が気軽に利用・実感できる緑を増やし、まちなかの緑を補うとともに、生物多様性に配慮した連続性のある緑を創出します。

基本方針３　緑を活かす

緑が有する機能を最大限に引き出し、質の向上を図るため、身近にある自然を町民の生活のなかに取り入れ、活用します。

基本方針４　緑を育てる

本町の緑を守り、つくり、活かし続けられるよう、町民・地権者・事業者・行政等が一体となる体制構築や意識啓発を図り、担い手づくりを行います。

4. 計画の目標水準の設定

1) 計画のフレーム

都市計画区域の人口については、現況を国勢調査（平成 27（2015）年）の人口とし、目標年次（令和 12（2030）年度）での将来人口は「第６次熊野町総合計画」（令和２（2020）年度策定）での設定に準拠します。

各フレーム（計画対象区域面積、人口、将来市街地面積）の設定内容を以下に示します。

表：計画対象区域面積

年次	現況 （令和2(2020)年度）	目標年度 （令和 12(2030)年度）
計画対象面積	都市計画区域全域(町全域) 3,376［ha］	都市計画区域全域(町全域) 3,376［ha］

表：人口と市街化区域面積の見通し

年次	現況 （平成 27(2015)年度）(※1)	目標年次 （令和 12(2030)年度）(※2)
都市計画区域人口	23,755［人］	21,000［人］
市街化区域人口	21,674［人］	19,160［人］
市街化区域面積	561.5［ha］	561.5［ha］
人口密度 （市街化区域）	38.6［人/ha］	34.1［人/ha］

（※1） 国勢調査（平成 27（2015）年）

（※2）「第６次熊野町総合計画」（令和２（2020）年度策定）における将来人口推計に基づき、都市計画区域人口を 21,000 人とする。なお、市街化区域人口は、平成 27（2015）年度現在の都市計画区域人口に対する割合から算出した。

2) 目標水準の設定

(1) 緑地の確保目標

熊野町における施設緑地と地域制緑地の確保量は、令和２（2020）年度現在、市街地で 55.8ha（市街地に占める割合 9.9%）、都市計画区域全体では 2.219.6ha（都市計画区域に占める割合 65.7%）となっています。

目標年度（令和 12（2030）年度）においては、市街地内の緑地の確保量は概ね 62.1ha（市街地に占める割合 11.1%）とし、長期的には 70.6ha（市街地に占める割合 12.6%）を確保することを目標とします。

表：緑地確保目標水準

	現況 （令和2(2020)年度）	目標年度 （令和 12(2030)年度）	長期目標 (※1)
市街地に占める緑地面積(割合)	55.8 [ha] (9.9%)	62.2 [ha] (11.1 %)	70.6 [ha] (12.6%)
都市計画区域に占める緑地面積（割合）	2,219.6 [ha] (65.7%)	2,226.0 [ha] (65.9%)	2,234.4 [ha] (66.2%)

(※1) 概ね 20～30 年後の将来に向けた目標

(2) 都市公園の整備目標

令和 12（2030）年度までに町内に整備される都市公園の面積は約 12.6ha、都市公園等の面積は約 35.1ha を計画し、長期的には、都市公園を約 21.0ha、都市公園等を約 43.5ha 確保することを目標とします。

表：都市公園の整備目標水準

	現況 （令和2(2020)年度）	目標年度 （令和 12(2030)年度）	長期目標 (※1)
都市公園	6.2 [ha]	12.6 [ha]	21.0 [ha]
都市公園等 (※2)	28.7 [ha]	35.1 [ha]	43.5 [ha]

(※1) 概ね 20～30 年後の将来に向けた目標

(※2) 都市公園等とは、都市公園に公共施設緑地を含めたものとする。

表：都市公園の一人当たりの面積の目標水準

	現況 （令和2(2020)年度）	目標年度 （令和 12(2030)年度）	長期目標 (※1)
都市公園	2.6 [㎡/人]	6.0 [㎡/人]	10.0 [㎡/人]
都市公園等 (※2)	12.0 [㎡/人]	16.7 [㎡/人]	20.7 [㎡/人]

(※1) 概ね 20～30 年後の将来に向けた目標。なお、一人当たりの面積算出にあたり使用した人口数値は令和 12 年度推計値と同等とする。

(※2) 都市公園等とは、都市公園に公共施設緑地を含めたものとする。